

農地中間管理事業特定農作業委託実施要領

公益社団法人ひょうご農林機構

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人ひょうご農林機構（以下「機構」という。）が集落営農組織に対し法人化するまでの期間、又は、短期的にまとまった農地の遊休化を防止し転貸するまでの期間等、特定農作業委託することにより地域全体で農地の有効活用を図るため、特定農作業委託に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「特定農作業委託」とは、下記の内容が含まれる委託とする。

- (1) 委託の相手方（以下、「受託者」という。）が農産物を生産するために必要となる基幹的な作業*および農地管理を行うこと。
- (2) その生産した農産物を受託者の名義をもって販売すること。
- (3) 受託者が販売収入の処分権を有していること。
- (4) その販売による収入を上記業務に必要な経費に充当すること。

※基幹的な作業：水稻にあつては耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては耕起・整地、播種、収穫、その他の作物にあつてはこれらに準ずる農作業という。

(委託先)

第3条 受託者は、次の(1)、(2)の要件のいずれかを満たすこととする。

(1) 下記の要件をすべて満たす集落営農組織。

ア 当該農地が属する市町によって経営所得安定対策実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知)IVの第 1 の 1 の(1)の①のイに規定する「集落営農」に位置付けられていること。

イ 人・農地プランで中心経営体に位置付けられていること、又は、見込まれること。

(2) その他、理事長が特に認める場合。

(委託期間)

第4条 委託期間は最大 5 年間とする。ただし、法人化後に受託者を受け手として当該農用地に使用貸借による権利または賃借権を設定した場合はその前日までとする。なお、委託期間終了後、受託者に法人化するまでの期間再度委託することを妨げない。

(委託先の選定)

第5条 機構は、当該農地が属する市町から参考様式 1 により担い手となる集落営農組織の推薦があつた場合には、委託先として適しているかを機構農地管理事務所農地中間管理事業検討会の場で判断し、当該農地に農地中間管理権を設定する。

(委託契約)

第6条 機構は、特定農作業委託契約を締結しようとする場合は、あらかじめ受託者の同意を得るものとする。

2 機構は、参考様式 2 「特定農作業受委託契約書」により受託者と契約するものとする。

3 機構は、契約後、参考様式 3 により推薦した市町に通知するものとする。

(農業経営の方針決定)

第7条 受託者は、毎年、総会開催日一週間前までに決算書案及び次年度の収支計画案を参考様式 4 により機構へ報告すること。機構は、報告に鑑みて受託者の農業経営方針を決定し、必要に応じて指示する。

また、機構は、必要があると認めるときは、委託内容の実施状況、その他必要な事項について受託者に報告を求めることができる。

(委託業務の変更又は中止)

第8条 受託者は、委託業務内容の変更を行う必要が生じた場合又は委託業務を中止せざるを得ない事由が生じた場合は、速やかに機構と協議するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委託契約及び委託業務の実施に必要な事項については、双方協議の上、定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年3月24日から適用する。

この要領は、令和3年3月30日から適用する。

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

【参考】

経営所得安定対策実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)Ⅳの第1の1の(1)の①のイに規定する「集落営農」

イ集落営農

特定農業団体又は次の(ア)から(イ)までの全ての要件を満たす委託を受けて農作業を行う組織(法人を除きます。)のことであります。

(ア) 定款又は規約が定められていること

その記載事項として、

- a 目的
- b 構成員たる資格
- c 構成員の加入及び脱退に関する事項
- d 代表者に関する事項
- e 総会の議決事項
- f 総会の議決方法
- g 農用地の利用及び管理に関すること
- h 農業用機械及び農業用施設の利用及び管理に関することの全ての事項が記載されており、かつ、これらの記載事項の内容が
- i 構成員の加入及び脱退について不当な制約がないこと
- j 代表者についてその選任手続を明らかにしていること
- k 総会の議決事項について定款又は規約の変更その他の重要事項が議決事項とされていること
- l 総会の議決方法について構成員の参加を不当に差別していないこと

の全ての基準に適合するものであることとします。

(イ) 共同販売経理を行っていること

その組織が行う耕作に要する費用を全ての構成員が共同して負担しており、かつ、その組織が販売した農産物に係る利益を全ての構成員に対し配分していることとします。

具体的には、その組織の代表者名義の口座を設け、農産物の販売名義をその組織名義とし、農産物の販売収入をその口座に入金し、その利益の全部又は一部を全ての構成員に対し配分していることが必要です。

なお、その組織の費用負担については、その組織の取決めによることとなりますが、組織の構成員が共同で農業経営を行う実態が存在せず、形式的に組織の代表者名義の口座を設け、販売収入の全てを構成員に対し配分しているような場合には、共同販売経理を行っているとは認められません。

(ウ) 地域における農地利用の集積及び農業経営の法人化を確実にを行うと市町村から判断を受けていること

その組織が地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること、及び農業経営を営む法人となることが確実に見込まれることについて、市町村が確実に判断していることが必要となります。

【参考様式1】

(公 印 省 略)
番 号
令和 年 月 日

公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 様

市 町 長

農地中間管理事業特定農作業委託に係る推薦書

対象となる集落営農組織は、農地中間管理事業特定農作業委託実施要領第3条の要件を満たしているため、同要領第5条に基づき下記により推薦します。

記

- 1 対象となる人・農地プランの地区名 ○○地区
- 2 対象となる集落営農組織名 ○○営農組合
- 3 農地中間管理事業を活用し集落営農組織へ集積・集約する農地面積 □□ h a
- 4 添付資料
 - (1) 人・農地プラン（地図含む）
 - (2) 集落営農組織の規約
 - (3) 直近の総会資料（収支計画書及び決算書含む）
 - (4) 集積・集約する農地リスト

※集落営農組織が人・農地プランで中心経営体に位置付けられることが見込まれる場合は、人・農地プランの案（策定予定日を記載）を添付すること

特定農作業受委託契約書

公益社団法人ひょうご農林機構（以下「甲」という。）及び〇〇営農組合代表者 □□（以下「乙」という。）は、この契約書の定めるところにより、特定農作業受委託契約を締結する。この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

委託者

(甲) 住所
名称 公益社団法人ひょうご農林機構
理事長 〇〇 〇〇

受託者

(乙) 住所
名称
代表者名 印

※代表者氏名は自署または記名捺印するものとする

(委託内容)

第1条 甲は、乙に対し、次に提示する農地について、「委託する農作業」欄に記載した農作業（農地管理を含む）を委託し、乙はこれを受託する。

(別紙) 農地一覧

No	農地の所在・地番	地目	面積(m ²)	甲の権利の種類	委託する農作業
1		田		使用貸借権	耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀
2		畑		使用貸借権	耕起・整地、播種、収穫

(定義)

第2条 乙は、前条に提示する農地において生産・収穫され、甲が乙に販売を委託した農産物についての販売名義を有し、また、販売収入の処分権を有しているものとする。

(委託料)

第3条 乙は、前条により得た販売収入を業務に必要な経費に充当するものとする。

(委託期間)

第4条 本契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
ただし、乙が法人化し当該農用地に使用貸借による権利または賃借権を設定した場合はその前日までとする。

(農業経営の方針)

第5条 乙は、毎年、総会開催日一週間前までに総会資料を機構へ報告するものとする。

(農地バンク事業の活用)

第6条 乙は、法人化した場合は、受け手として当該農用地に農地バンク事業を活用して利用権の設定を受けるものとする。

(疑義の解決)

第7条 甲と乙の間において、本契約書に記載された事項を変更する必要がある場合は、甲、乙協議のうえ変更することができるものとする。

【参考様式3】

(社 印 省 略)
番 号
令和 年 月 日

市 町 長 様

公益社団法人 ひょうご農林機構 理事長

農地中間管理事業特定農作業委託に係る委託契約について

貴職から推薦のあった集落営農組織と別添写しのとおり委託契約を締結したので、農地中間管理事業特定農作業委託実施要領第6条第3項に基づき通知します。

記

特定農作業委託契約書の写し

【参考様式4】

令和 年 月 日

公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 様

受託者

住 所

名 称

代表者名

印

※代表者氏名は自署または記名捺印するものとする

農地中間管理事業特定農作業委託に係る報告について

総会の開催日が令和 年 月 日に決定しましたので、農地中間管理事業特定農作業委託実施要領第7条第1項により報告します。

なお、農地中間管理事業特定農作業委託実施要領第2条の(4)による差額が生じていない（又は、生じている）ことを併せて報告します。

記

添付書類；総会資料（決算書案及び次年度の収支計画案等）

※農地中間管理事業特定農作業委託実施要領第2条の(4)による差額が生じている場合、言い換えれば、受託者が得る収入が農作業及び販売の受託の対価を上回る場合、その金額を記載する事。

金 _____ 千円